

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社福山臨床検査センター（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	株式会社福山臨床検査センター 検査棟	福山市草戸町1丁目23-21 3階会議室・当直室 72㎡

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により一時避難施設として使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、一時避難施設を使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が一時避難施設を使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。一時避難施設の使用を終了するときも同様とする。

（一時避難施設の使用）

第6条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水等のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用す

る場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社福山臨床検査センターにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年)11月21日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 福山市草戸町1丁目23番21号
株式会社福山臨床検査センター
代表取締役 近 本 陽 一